

奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に情報メディア教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、教育・研究に資するため、広く学術情報等を収集・管理し、本校の教職員及び学生に対してその情報を提供することを目的とする。

(施設)

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

一 学則第10条の2に規定する図書館

二 総合情報センター

2 総合情報センターに、付帯施設を持つ次に掲げる室を置く。

一 教育用電子計算機室

二 マルチメディア情報処理室

3 前項に掲げる室の付帯施設は、別表に示す。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、専任教員の中から校長が任命し、任期は2年とする。ただし1期に限り再任を妨げない。

3 補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

一 センターの業務計画及び管理運営に関すること

二 学術情報等の収集とその管理運用に関すること

三 センターの利用計画、総括及び連絡調整に関すること

四 その他目的達成に必要な事項に関すること

(審議機関)

第6条 センターの管理運営に関する事項は、情報メディア教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第7条 センターは、次の者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 図書担当副センター長
- 三 マルチメディア担当副センター長
- 四 センター員

(図書担当副センター長)

第8条 図書担当副センター長は、センター長を補佐し、第3条第1項第1号に掲げる図書館にかかる業務を処理する。

- 2 図書担当副センター長は、本校の専任教員のうちから校長が任命する。
- 3 図書担当副センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の図書担当副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(マルチメディア担当副センター長)

第9条 マルチメディア担当副センター長は、センター長を補佐し、第3条第1項第2号に掲げる施設にかかる業務を処理する。

- 2 マルチメディア担当副センター長は、本校の専任教員のうちから校長が任命する。
- 3 マルチメディア担当副センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠のマルチメディア担当副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第10条 センター員は、一般教科2名及び専門各学科から選出された専任教員各1名とする。

(事務)

第11条 センターの事務は、情報管理室で処理する。

(雑則)

第12条 図書の閲覧に関する規程は別に定める。

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校図書館規程（平成3年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校総合情報センター規程（平成10年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表

室	付帯施設
教育用電子計算機室	情報処理演習室 特殊端末室 電子計算機管理室 電子計算機資料室
マルチメディア情報処理室	サーバ室 LL教室 大視聴覚室 マルチメディア演習室